

身体拘束等適正化指針

特定非営利活動法人 高知ダルク
自立訓練(生活訓練)インテグレーション

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

(1) 理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は入居者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。本施設は、利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるような施設運営のために、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いては、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとされている。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

【参考】「身体拘束禁止の対象となる具体的な行為」の例

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを策(サイドレーン)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も入居者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

(2) 方針

身体的拘束の必要性を除くよう以下の方策を実施する

① 入居者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを最小化する

入居者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施。

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める

管理者・施設長・サービス管理責任者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上するように努める

③ 身体的拘束適正化のため利用者・御家族と話し合う

御家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

- ① 身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。委員会は年に1回以上の頻度で開催する。
- ② 特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

(2) 委員会の構成員

運営責任者は当法人理事長とし、本委員会の構成員は、虐待防止責任者、理事長、各事業所の管理者・サービス管理責任者とする。

(3) 構成員の役割

- 招集者 法人理事長
- 記録者 虐待防止責任者

(4) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③ (身体的拘束を行っている入居者がいる場合)
 - 3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討。
- ④ (身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討
- ⑤ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有
- ⑨ 記録及び周知

3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため全職員に対して入職時および年1回の研修を実施する。研修の実施にあたっては、虐待防止責任者が、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成する。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- 切迫性(利用者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- 非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)

- 一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

入居者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することになるが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人・御家族等へ説明し書面で確認を得る。

- 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- 拘束の時間帯及び時間
- 特記すべき心身の状況
- 拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定の記載)

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や、利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行う。

6. 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や御家族が閲覧できるように施設への掲示や法人ウェブサイトへ掲載する。

附則 令和4年10月11日 施行